

国立大学法人群馬大学事務協議会要項

平成16. 4. 1 制 定
改正 平成17. 4. 1 平成18. 4. 1
平成19. 4. 1 平成23. 8. 1
平成26. 8. 1 平成27. 4. 1
令和 3. 4. 1

(設置)

第1 国立大学法人群馬大学における事務運営上の諸問題について協議し、もって事務の円滑かつ適正な処理を図るため、国立大学法人群馬大学事務協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 部長及び調査役
- (3) 次長
- (4) 監査室長
- (5) 事務長

2 協議会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

3 委員長は第1項以外の者を指名し委員とすることができる。

(会議)

第3 委員長は、協議会を主宰する。

2 協議会は、原則として月1回開催する。

3 委員は、協議会に付議すべき事項があるときは、事前に総務部総務課長に通知するものとする。付議すべき事項は委員長が決定する。

4 委員長が必要と認めるときは、関係職員を協議会に出席させることができる。

5 委員長は、協議すべき事項に応じて協議会に必要な部会を置くことができる。

6 前項の部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務)

第4 協議会の事務は、総務部総務課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第3の第5項の部会の事務は、委員長が付議事項に応じて指定する担当課が事務を処理する。

(その他)

第5 この要項に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、その都度協議会で決定する。

附 則

この要項は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。